

吸收分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2025 年 3 月 13 日
株式会社ヨーゼー

2025年3月13日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
株式会社ヨーセー
代表取締役社長 小林 一俊

当社は、2025年2月26日付で当社の完全子会社である株式会社ヨーセー分割準備会社（以下、「準備会社」という。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を行うこととしました。

本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

2025年2月26日付で当社と準備会社が締結した吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際して、準備会社から当社に対して、株式、金銭その他の対価の交付を行いません。これは、準備会社が当社の100%子会社であることから相当であると判断しております。また、本吸収分割に際して準備会社の資本金及び資本準備金の額は変動しません。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

準備会社の設立は2025年1月23日であり、第1期の事業年度は同日より2025年12月31日であり、本書類作成現在、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現預金	100	資本金	100
		資本準備金	—
資産合計	100	負債・純資産合計	100

(2) 準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込み

当社の2024年12月31日の貸借対照表における資産の額は190,216百万円、負債の額は38,504百万円、純資産の額は151,711百万円であり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。

本件吸収分割により、当社が準備会社に承継する資産の額は73,043百万円、負債の額は33,936百万円となる見込みです。

また、本件吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に債務の履行の見込みに支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本件吸収分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（準備会社）が承継する債務の履行の見込み

準備会社の成立の日（2025年1月23日）の貸借対照表における資産及び負債

の額は、それぞれ 100 百万円、0 円であります。本件吸収分割によって、準備会社が当社から承継する予定の資産及び負債の見込み額はそれぞれ 73,043 百万円及び 33,936 百万円であり、本件吸収分割後における準備会社の資産及び負債の見込み額はそれぞれ 73,143 百万円及び 33,936 百万円です。但し、当社から準備会社への債務の承継については、重疊的債務引受けの方法によるものといたします。

また、本件吸収分割の効力発生日までに準備会社の資産及び負債の状態に債務の履行の見込みに支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本件吸収分割の効力発生日以後の準備会社の資産の額は、負債の額を十分上回る見込みです。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後においても、準備会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1：吸収分割契約書・承継権利義務明細表

吸 収 分 割 契 約 書

株式会社コーセー（住所：東京都中央区日本橋三丁目6番2号）（以下、「甲」という。）と株式会社コーセー分割準備会社（住所：東京都中央区日本橋三丁目6番2号）（以下、「乙」という。）は、甲が第1条に規定する本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり、吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲が営む一切の事業（但し、甲が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理およびグループ運営に関する事業（以下、「除外事業」という。）を除く。以下、「本件事業」という。）に関して有する第2条に定める権利義務を分割し、乙はこれを承継する。

第2条（乙が甲から承継する権利義務）

乙は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりの資産、債務、契約その他の権利義務の全部を甲より承継する。乙が甲から承継する債務については、重疊的債務引受の方法による。但し、甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（乙が吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲に対し、本件分割に際して、承継対象となる権利義務の対価を交付しないものとする。

第4条（乙の資本金および準備金の額に関する事項）

本件分割に際して、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（吸収分割承認総会）

1. 甲は、第6条に定める効力発生日の前日までに株主総会（以下、「吸収分割承認総会」という。）を開催し、本契約及び本件分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
2. 乙は、本件分割が会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行うものとする。

第6条（吸収分割の効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。但し、甲と乙は合意により、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間、甲は本件事業を、乙はその一切の事業を、善良なる管理者の注意義務をもって管理・遂行する。

第8条（吸収分割条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後、第6条に定める効力発生日までの間において、甲又は乙の事業及びこれらに属する財産に重大な変動が生じた場合その他、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙の協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、乙が承継する事業について競業避止義務を負わないものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の吸収分割承認総会の承認若しくは法令に定める関係官庁の承認が得られないとき、又は第8条の定めに従い本契約が解除されたときはその効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙の協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

2025年2月26日

甲 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

株式会社コーワー

代表取締役社長 小林 一俊 印

乙 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

株式会社コーワー分割準備会社

代表取締役社長 小林 一俊 印

【別紙】

承継権利義務明細表

本件分割による承継の対象となる権利義務は、本件分割の効力発生の直前時において、甲の本件事業に属する次の資産、債務、契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の額の評価については、2024年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に属する一切の流動資産（但し、次に掲げるものを除く）

- ① 子会社および関連会社に対する短期貸付金
- ② 本件分割後に乙が本件事業を営むために運転資金として必要な現金及び預金を除く現金及び預金

(2) 固定資産

本件事業に属する一切の固定資産（但し、次に掲げるものを除く）

- ① 甲が保有する土地、建物等の不動産およびそれらに関連する器具・備品その他の固定資産（別途甲乙間で合意したものを除く）
- ② 子会社および関連会社に対する長期貸付金
- ③ 乙、コーワーコスメポート株式会社、コーワーインダストリーズ株式会社、株式会社アルビオン、Tarte, Inc.、PURI CO.,LTD.及びその他の除外事業に属する甲の子会社及び関連会社/その他の甲の子会社及び関連会社のうち除外事業に属するものとして別途甲乙間で合意するものの株式又は持分
- ④ ITシステム及びソフトウェア（別途甲乙間で合意したものを除く）

2. 債務

(1) 流動負債

本件事業に属する一切の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債

但し、いずれも乙に承継されない資産に関連する負債及びその他の甲乙間で合意したものを除く。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

甲に在籍している全ての従業員（出向している者、嘱託社員、契約社員および臨時従業員を含む。）に係る労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務

(2) その他の契約

本件事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（名称の如何及び契約締結方法を問わない。）に基づく権利義務及び契約上の地位。但し、乙に承継されない資産または負債に関連する契約を除く。

4. 知的財産権

特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等の一切の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものも含む。また、外国の法令に基づくものも含む。但し、別途甲乙間で合意したものと除外する。）は、乙に承継しない。

5. 許認可等

本件事業に関して甲が取得している一切の許認可等のうち、法令上甲から乙への承継が可能であるもの

以上